

答 申 個 第 1 4 3 号
令 和 6 年 3 月 2 2 日

京都市教育委員会 様

京都市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 北 村 和 生
(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市個人情報保護条例第36条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和5年1月13日付け教指学第1289号をもって諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

京都市立小学校の校長等が作成した自身に関する記録の不存在による非開示決定処分
（諮問個第327号）

1 審査会の結論

処分庁が行った不存在による非開示決定処分は、妥当である。

2 審査請求の経過

(1) 審査請求人は、令和4年11月7日に、処分庁に対して、京都市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第14条第1項の規定により、「S45に七条小の1年生担任教諭・学校長・教頭が作成した請求者に関する記録（時期：S45入学～1学期間 在校生だった期間）（作成記録の時期：S45 1学期以降）」の個人情報の開示を請求した（以下「本件請求」という。）。

(2) 処分庁は、本件請求に係る個人情報を保有していないため、不存在による非開示決定処分（以下「本件処分」という。）をし、令和4年11月21日付けで、その旨及びその理由を次のとおり審査請求人に通知した。

請求に係る公文書は指導要録が該当するところ、保存年限（20年）の経過により、すでに廃棄されているため。

(3) 審査請求人は、令和4年12月15日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

3 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4 処分庁の主張

弁明書及び審査会における職員の説明によると、処分庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 本件請求に係る文書について

請求内容は、「S45に七条小の1年生担任教諭・学校長・教頭が作成した請求者に関する記録」であり、請求に係る公文書は指導要録が該当すると思われる。

指導要録とは、教職員が在学する児童生徒の学習の記録として作成するものであり、「指導の記録」と「学籍の記録」からなる。また、「指導の記録」には各教科の学習記録・行動の記録・出欠の記録等が、「学籍の記録」には児童・保護者の氏名や入学時期等に加えて担任の教員及び校長の氏名が記載されている。

(2) 本件請求に係る文書が存在しないことについて

指導要録の保存年限は、学校教育法施行規則において20年と定められている（なお、平成3年3月15日文部科学省令第1号による改正後は、保存年限が5年（学籍の記録は従前どおり20年）となり、平成19年12月25日文部科学省令第40号による改正後は、指導要録の保存年限の根

抛規定は第15条第2項から第28条第2項となっている。)

審査請求人は「S45に七条小の1年生」であったとされていることから、昭和51年3月に小学校を卒業したと推測されるが、当該年度の卒業証書台帳には、審査請求人の氏名は記載がないため、卒業までに別の小学校に転校したと推測される。審査請求人が卒業間際まで七条小に在籍していたと仮定した場合、昭和51年度から起算して20年（平成7年度まで）が保存年限となるが、本件請求に係る指導要録については、すでに保存年限を超過しており、廃棄されているため、存在しない。

なお、本件請求を受けて念のため京都市立七条小学校において昭和45年から昭和51年までの間に同校に在学していた者の指導要録の有無を確認したが、現存していなかった。

5 審査請求人の主張

審査請求書、反論書及び意見陳述書によると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

- (1) 担任教諭、当時の学校長に関する任用記録等の存在の有無と徹底調査を請求する。
- (2) 任用記録以外の2人をよく知る人物、機関への照会、問い合わせを望む。
- (3) 令和3年1月付けの教育長宛て手紙にも記載したとおり、S45当時、審査請求人の私が担任教諭から受けた行動は明らかに教え子児童への人権侵害であり、今であれば、わいせつ罪等に当たる犯罪行為である。
- (4) 担任教諭及び校長の京都市教育委員会による処分記録及び校長による担任教諭の処分記録、この2種類の記録の開示を求める。以上2種類の記録が開示されることにより、審査請求人への両人の対処が明らかにされるため。また、この事案がその後の学業生活及び職業生活に甚しい悪影響を及ぼしたことが明白になるため。

6 審査会の判断

当審査会は、処分庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

- (1) 本件請求に係る文書について

審査請求人の求める文書は、「S45に七条小の1年生担任教諭・学校長・教頭が作成した請求者に関する記録」である。

- (2) 本件処分について

ア 処分庁は、本件請求に係る文書として指導要録が該当するが、当該文書は、学校教育法施行規則に基づき保存年限20年と定められており、本件請求時点においてすでに保存年限を超過しており廃棄しているため保有していないと主張する。

イ 一方、審査請求人は、本件処分の取り消しを求めるとともに、担任教諭、学校長に関する任用記録等の存在の有無の調査を主張している。

ウ 指導要録は、学校教育法施行規則において保存年限が規定されており、本件請求に係る指導要録の保存年限は20年とされている。当審査会としては、当該規定に基づき当該文書を管理している結果、本件請求時点において保存年限を経過し廃棄したため文書が存在していないとの処分庁の主張に、特段不合理な点はないと判断する。

なお、当審査会は本件請求に対して処分庁が行った本件処分の妥当性について調査・審議する機関であり、審査請求人が審査請求書や反論書において求める教諭等の調査等をする立場にないことを申し添える。

(3) 結論

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

令和5年	1月13日	諮問
	2月13日	諮問庁からの弁明書の提出
	2月21日	審査請求人からの反論書の提出
	12月22日	諮問庁の職員の口頭理由説明（令和5年度第8回会議）
令和6年	1月23日	審議（令和5年度第9回会議）
	2月15日	審査請求人からの意見陳述書の提出
	2月22日	審議（令和5年度第10回会議）
	3月22日	審議（令和5年度第11回会議）

※ 審査請求人の意向により、口頭意見陳述の出席に代えて意見陳述書の提出を受けた。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第2部会（部会長 毛利 透）